

新型コロナウイルス関連情報 (オーストリアへの入国について(入国規制の撤廃))

2022年5月16日以降、オーストリアへの入国に際しては、疫学的リスクが高い特定国(現在指定なし)からを除き、予防接種証明書、治癒証明書または陰性証明書の提示および入国前オンライン登録は不要となりました。

オーストリア政府は5月13日付公布の保健省入国省令に基づき、5月16日から入国に際する保健規制を事実上撤廃しました。

これにより、オーストリア入国に際して、3G証明書(接種証明書、治癒証明書または陰性証明書)の提示は必要なくなりました。

ただし、同入国省令では引き続き、新型コロナウイルス蔓延危険国・地域からの入国に入国登録、3G証明書提示、自主隔離を義務付けています。現在、危険国・地域の指定はありませんが、指定された場合、その国・地域からの入国に上記の義務が課されます。

なお、保健規制は撤廃されていますが、ハンガリー及びスロベニアからのオーストリア入国に際しては、不法入国対策として国境コントロールが実施されていますので、ご注意ください。また、国内保健規制は継続されています。

新型コロナウイルスに関連する規制措置は今後とも変更となる可能性がありますので、引き続き最新の情報の入手に努めてください。

○在オーストリア日本国大使館

住所: Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話: (市外局番01)531920

Fax: (市外局番01)5320590

ホームページ: https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>